

令和7年度東京都立豊多摩高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

校長 決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 教育目標の「自主・自律の精神」と「思いやりと規範意識」の育成をめざし、生命を尊重し、自分と他者を大切にすることを育む。
- (2) いじめはどの学級にも起こり得ると認識し、校長のリーダーシップのもと、全教職員が一丸となって「いじめを生まない・許さない」学校づくりを推進し、未然防止や早期対応、指導力向上に努める。
- (3) 被害の子供からの声やいじめの兆候を確実に受け止め、被害の子供が安心して学校生活を送ることができるように、被害の子供を組織的に守りとおす。
- (4) いじめを見て見ぬふりをせず、周囲の子供が声をあげられるように、子供による主体的な取り組みを支え、勇気をもって教員等に伝えた子供を組織的に守りとおす。
- (5) 学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるように、保護者や地域、関係機関（警察、医療機関、福祉機関）と連携し、社会総がかりで取り組む。

2 学校及び教職員の責務

本校及び本校の教職員は、いじめ防止対策推進法や東京都いじめ防止対策推進条例の基本理念にのっとり、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民ならびに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組む。本校生徒がいじめを受けていると思われる時は、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処を目的に、いじめの防止等に関する措置を実効的に行う。

イ 所掌事項

- 基本方針の策定や校内研修の計画などいじめを未然防止する。
- 面接や調査などによる情報収集や共有でいじめを早期発見する。
- 事実確認、被害者の保護や加害者の指導などいじめに早期対応する。
- 教育委員会、関係機関、保護者や地域など重大事態へ対応する。

ウ 会議

学校いじめ対策委員が所属して、定期的開催されている（拡大）生徒保健部会、教育相談委員会、学年会と連携し、いじめに関する事項について集約し、週一回開催される企画調整会議や定期的開催される職員会議で報告する。

エ 委員構成

校長、副校長、生徒保健部主任、生徒保健部教職員、学年生活担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が認める者

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

いじめを含む生徒の問題行動等の未然防止や早期発見に向けた学校の取り組みについて、助言や支援を行う。

イ 所掌事項

- 問題行動を防止するための対策を検討し実施する。
- 問題行動に対して、事実確認とその分析を多面的・総合的に行う。
- 地域の関係機関と連携し、青少年の健全育成を図る。
- 本校の問題行動防止に関する取組状況の評価と支援を行う。

ウ 会議

学校サポートチームの委員が所属して、定期的開催されている生徒保健部会、学校運営連絡協議会、防災教育推進委員会と連携し、問題行動に関する事項について集約し、週一回開催される企画調整会議に報告する。

エ 委員構成

校長、副校長、経営企画室長、生徒保健部主任、生徒保健部教職員、特別支援コーディネーター、数議波区青少年育成担当職員、所轄警察職員、スクールサポーター、所轄消防職員、近隣小中学校長、保護者代表、同窓会代表、地域住民代表、その他校長が認める者

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 授業をはじめ、学校行事、部活動、委員会活動など、健全な友人関係の形成や異年齢集団作りの機会を計画的に提供し、生徒の社会性を発達させる。

イ いじめ防止のための「学習プログラム」などを参照して、学年集会やホームルームなどで、自分を大切にするとともに他人を大切にすることを育てる。

ウ 自主自律の伝統のもと、いじめを起こさせないための学友会（生徒会）の活動を積極的に支援して、人権尊重の精神を高揚させる。

エ 授業力を向上して「わかる授業」を推進し、生徒全員が授業に参加・活躍できるように工夫し、自尊心の高揚を図り、積極的に進路実現に努める態度を育てる。

オ 指導力の向上

全教職員が「いじめ総合対策」の趣旨を理解するとともに、「いじめ防止教育プログラム」などで、いじめの早期発見のためのポイントやいじめ発生時の対応方法について、校内研修などで理解を深める。

(2) 早期発見のための取組

ア 春と秋の面談期間を中心に、学級担任による個人面談を行い、進路選択や学校生活上の相談に応じ、生徒理解を図る。

イ 生徒や保護者が気軽に悩みや心配事を相談できる体制をつくる。入学したばかりの1年生を対象に、スクールカウンセラーと連携した全員面接を実施する。

ウ 年1回実施される、生活意識調査、スタディサポート、都教委の「いじめ実態調査」とともに、アンケートを適宜実施して、生徒の状況把握に努める。

エ 欠席傾向にある生徒について、担任が家庭連絡を行うとともに、(拡大) 生徒保健部会、教育相談委員会、学年会、職員会議等で情報交換をし、不登校の原因や背景を把握し、必要な対策を講じる。

オ 教職員は「いじめ発見のチェックシート」等を参照して、日常的に生徒観察を行う。また、管理職をはじめ全教職員が、積極的に生徒に声をかけたり、校内巡回等を行うことで、多角的な視点から、子供たちの状況や変化をいち早く把握する。担任一人が抱え込むことがないように、組織的に情報共有を積極的に行う。

カ 都教委の学校非公式サイト等の監視と連携するとともに、ネットによる人間関係のトラブルを回避するため、セーフティ教室や情報科の授業などで、情報モラル教育を推進する。

(3) 早期対応のための取組

ア いじめの兆候や情報を把握した場合は、(拡大) 生徒保健部や当該学年が中心となり、関係生徒への事情聴取等を速やかに行い、事実確認に努める。緊急の会議を開催し、情報共有を行うとともに、役割分担を明確化する。

イ 被害生徒の安全を確保するために、複数教員による観察や声掛け、登下校時の付添等を実施する。また、被害生徒やその保護者の心理的ケアをスクールカウンセラーと連携して実施する。

ウ 加害生徒を特定した上で、毅然とした態度でいじめをやめさせ、再発を防止するために、(拡大) 生徒保健部が中心となり、保護者の協力を得て必要な指導を行う。スクールカウンセラーと連携して、加害生徒やその保護者のケアを行う。

- エ 勇気をもって学校にいじめを伝えた生徒を守りとおすために、学校全体で組織的に情報共有や状況観察、登下校の付き添いや積極的な声掛けを行う。
- オ 学校サポートチームを通じて所轄警察署と情報共有に努め、P T Aや地域人材、児童相談所と協力して事態の解決を図る。

(4) 重大事態への対処

- ア 東京都教育委員会へ速やかに報告するとともに、都教委のいじめ等の問題解決支援チームを積極的に活用するなど、一体となって事態に対応する。
- イ 複数教員によるマンツーマンでの保護やスクールカウンセラーによるケア、保健室や別室登校といった緊急避難措置など、被害生徒やその保護者の対応を行う。
- ウ 別室学習における加害生徒の指導や加害生徒の心理的ケアやその保護者の対応を行う。加害生徒の改善が見られず、教育活動の混乱が予想される場合は、校長の判断で懲戒を実施することもある。
- エ 状況に応じて、児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携を図るとともに、犯罪行為が疑われたり被害生徒を守る必要がある場合は、校長のリーダーシップのもと、警察への相談・通報を行う。
- オ 教育委員会と連携して、いじめ対策緊急保護者会を開催し、個人情報保護を図ったうえで正しい情報を伝達し、事態の混乱を回避する。P T Aや民生・児童委員、児童相談所の協力を求める。

5 教職員研修計画

- (1) 年間3回(6・10・2月)の「ふれあい月間」に合わせて、東京都教育委員会「いじめ総合対策」収録の「いじめ発見のチェックシート」を再認識して、校内の状況を再点検する。
- (2) 教職員を対象にして、いじめに対する理解、未然防止や早期対応等に関する研修を年1回以上実施する。
- (3) スクールカウンセラーを講師にして、いじめや不登校等の未然防止や教育相談全般にわたる校内研修を年1回実施する。
- (4) 都教委等が開催する、いじめ等に関わる校外研修に教員を派遣し、派遣された教員が研修内容を校内で伝達する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校ホームページ、学校(学年)だより、カウンセラー通信等を利用して情報提供を行ったり、保護者会やP T A活動等の機会に保護者に対して啓蒙活動や

意見聴取を実施するとともに「いじめを起こさない、いじめを許さない」という学校からの確固たるメッセージを伝える。

- (2) 保護者面談や家庭連絡、教育相談を利用して、家庭での生徒の様子や家庭教育上の悩みなどを気軽に相談できる体制を構築する。
- (3) 「保護者と教師の語る会」等の学校行事やPTA行事の機会に教員と保護者間だけでなく、学年を超えた保護者間のネットワークを構築し、学校全体で生徒を見守る雰囲気を作る。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 学校運営連絡協議会、地域連絡協議会、PTA、同窓会等を通じて地域の人々と「顔が見える関係」を構築し青少年の健全育成を推進する。
- (2) 杉並警察署、杉並区、福祉・医療機関、その他の関係機関と日常的に連絡を取り合い、いじめを含む問題行動発生に際して、協力して事態解決を図る。
- (3) いじめを含む生徒指導上の案件が発生した場合は、躊躇することなく警察へ通報を行い、事態の收拾を図る。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価アンケートにいじめに関する質問項目を設けて、いじめに対する学校の取り組みについて評価を行い、その結果を分析して課題解決を図る。
- (2) 学校運連絡協議会で、いじめに対する学校の取り組みについて意見・要望を出してもらい課題解決につなげる。
- (3) 年度末反省の機会に、いじめを含む生徒指導の取り組みを振り返り、学校運営連絡協議会での討議や学校評価アンケートの結果を踏まえて、本校のいじめ防止基本方針を再検討し翌年度に向けて本方針の改善について検討を行う。